

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第5回）

氏名 小西 隆博	所属庁・官職 福岡地方裁判所 判事補	派遣先 米国ニューヨーク州・ニ ューヨーク大学
提出書面 平成26年5月4日付け報告書簡（第5回）		
報告期間中の日程の概略 平成26年3月31日～5月4日 ニューヨーク大学ロースクールLLM課程 授業受講		
キーワード欄 ・米国証拠法 ・米国契約法 ・米国資本市場論 ・中国刑事司法		

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第5回）

平成26年5月4日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 行政官長期在外研究員

米国滞在（平成25年7月～平成27年7月）

福岡地方裁判所 小 西 隆 博

研究概況、近況等につき、下記のとおり報告致します。

現在受講しているEvidence（証拠法）の授業において、報告期間中、主として、伝聞例外に関する判例法理やアメリカ連邦証拠規則について学びました（そのうち、授業において特に重点的に扱われたトピックは、興奮した状態でなされた発言（Excited Utterance）、不利益な事実の承認等（Admission, Declaration Against Interest）、公的記録や業務記録（Public Record and Business Record）等になります）。また、伝聞法則に関連して、対質問権条項（Confrontation Clause）に関する連邦最高裁判例の判断枠組みについても重点的に議論がされました。その他のテーマとして、統計的証拠、科学的証拠、前科に関する証拠、過去の類似行為に関する証拠、被害者の性格証拠等の許容性について研究しました。

Law & Society in China: Criminal Justice in American Perspective
Seminar（中国の刑事司法について、アメリカ法の見地から分析・議論

するゼミ)では、報告期間中、主として、中国司法制度における弁護人の役割、公判前手続、公判手続、裁判所の仕組みや裁判官の職務の有り様等について、中国の弁護士や裁判官等のゲストスピーカーの話を聞く等して学びました。

また、Contracts (契約法)の授業においては、報告期間中、契約解釈におけるパロール・エヴィデンス・ルール、契約違反に対する損害賠償のルール(履行利益の算定方法、通常損害・特別損害の区別基準、特別損害が認められるための要件、信頼利益賠償の要件、原状回復利益の賠償の要件、許容される損害賠償の予定に関する合意等)、履行期前の履行拒絶の効果、履行不能、事情変更等のトピックについての判例理論等を学習しました。

Restructuring Firms and Industries (アメリカにおける資本市場論、企業統治等に関する授業)の授業においては、報告期間中、主として、株主アクティビズム、家族経営会社のメリット・デメリット、企業の多角化戦略と集中化戦略、市場におけるプライベート・エクイティの機能等について学びました。

引き続き、上記の講義・セミナーを受講するとともに、関連文献を読む等して研究を行う予定です。なお、次回報告期間中に、春学期の期末試験が行われ、その後修了式が催される予定となっています。

以上

平成 2 5 年度行政官長期在外研究員報告書簡（第 6 回）

氏名 小西 隆博	所属庁・官職 福岡地方裁判所 判事補	派遣先 米国ニューヨーク州・ニ ューヨーク大学
提出書面 平成 2 6 年 6 月 9 日付け報告書簡（第 6 回）		
報告期間中の日程の概略 平成 2 6 年 5 月 5 日～5 月 2 0 日 ニューヨーク大学ロースクール LLM 課程 授業受講・期末試験 同月 2 2 日 同大学ロースクール修了式 同月 2 3 日～6 月 8 日 文献調査		
キーワード欄 ・米国証拠法 ・米国契約法 ・米国資本市場論 ・中国刑事司法		

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第6回）

平成26年6月9日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 行政官長期在外研究員

米国滞在（平成25年7月～平成27年7月）

福岡地方裁判所 小 西 隆 博

研究概況、近況等につき、下記のとおり報告致します。

報告期間中のEvidence（証拠法）の授業では、主として、弁護士・依頼者間の秘匿特権（Attorney-Client Privilege）、医師・患者間の秘匿特権

（Doctor-Patient Privilege）、夫婦間秘匿特権（Spousal Testimonial Privilege）についてアメリカ連邦証拠規則や判例法理について学びました。

Law & Society in China: Criminal Justice in American Perspective Seminar（中国の刑事司法について、アメリカ法の見地から分析・議論するゼミ）では、報告期間中、主として、台湾における刑事司法制度改革の現状、捜査実務の実状等について、台湾の検察官や学者等のゲストスピーカーの話を聞く等して、学びました。

また、Contracts（契約法）の授業においては、報告期間中、第三者のための契約、債権譲渡、債務引受、契約上の地位の譲渡、詐欺防止法等

のトピックについての判例理論等を学習しました。

Restructuring Firms and Industries（アメリカにおける資本市場論、企業統治等に関する授業）の授業においては、報告期間中、主として、前回の報告期間中の授業に引き続き、株主アクティビズムがターゲット会社に与える影響と株式市場によるその評価や、プライベート・エクイティの株式市場における働きとその評価等について詳しい議論がされました。

5月上旬に上記各科目が終了し、その後、同月20日に至るまで、順次期末試験を受験しました（なお、Law & Society in China: Criminal Justice in American Perspective Seminarについては、期末試験はなく、代わりに授業に関連するテーマについてのペーパーを提出した）。そして、受講した各科目について単位を取得し、修士号取得に必要な総単位数を満たしました。

5月22日に、ニューヨーク大学ロースクールの修了式に出席しました。

その後、米国刑事司法制度に関する理解を深めるべく、ニューヨーク大学ロースクールの教授に薦められた刑事司法制度関係の各種論文（米国の量刑理論と実務に関する論文、米国における組織犯罪に関する論文等）や、米国刑事実体法に関する法律書を読むなどして、研究に従事しています。

以上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第7回）

氏名 小西 隆博	所属庁・官職 福岡地方裁判所 判事補	派遣先 米国ニューヨーク州・ニ ューヨーク大学
提出書面 平成26年7月29日付け報告書簡（第7回）		
報告期間中の日程の概略 平成26年6月9日～7月29日 文献調査 7月17日 研究二年目の派遣先である [REDACTED] [REDACTED]		
キーワード欄 ・自己負罪拒否特権 ・答弁取引 ・二重の危険		

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第7回）

平成26年7月29日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 行政官長期在外研究員

米国滞在（平成25年7月～平成27年7月）

福岡地方裁判所 小 西 隆 博

研究概況、近況等につき、下記のとおり報告致します。

報告期間中、主として、ニューヨーク大学ロースクール在籍中に研究した刑事手続法の各トピックに関連する文献や米国刑事実体法に関連する文献を読むなどして研究に従事しました。そのうちの一部につき報告致します。

まず、自己負罪拒否特権や取調べ等のトピックについてより深く研究するため、二年目の派遣先であるカリフォルニア大学バークレー校ロースクールに所属する[REDACTED]が執筆した上記分野に関する二つの論文（“Debate: [REDACTED], [REDACTED]”）及びその参考文献等を読みました。上記各論文は、ミランダ判決以降の判例のルールを明快に分析・整理しているもので示唆に富むものでありました。特に後者の論文は、米国で用いられている取調べ技術や米国における取調官の育成方法についても言及されており、米国の取調べ実務を学ぶ上で有益な論文であるとの印象を持ち

ました。また、上記各論文の分析を踏まえつつ、自己負罪拒否特権に関する論点について判断した昨年連邦最高裁の判例 (Salinas v. Texas 133 S.Ct.2174) 及びその関連文献を読むなどして、この分野における近時の判例の動向について再分析しました。本年8月以降は [REDACTED] と実際に議論する機会を得るなどして、自己負罪拒否特権の領域における判例の分析や上記各論文以降の取調べ実務の状況等について更に研究を深めて行く予定です。

また、答弁取引や二重の危険の論点に関する連邦最高裁の近時の判例 (United States v. Davila, 133 S. Ct.2139, Evans v. Michigan, 133. Ct.1069等) に関する判例評釈等の文献を読み、それを契機として、ニューヨーク大学ロースクール在籍中の研究内容と併せて、当該各領域における判例の動向を分析・整理しました。

そして、米国刑法について、まず、ケースブックや各種参考文献等を読み、米国刑法の概要を学習した上で、賭博に関する犯罪、薬物犯罪、性犯罪等の一定の犯罪類型に対する立法の歴史及び法執行機関の方針の変遷等についての研究に着手しました。

カリフォルニア大学バークレー校ロースクールの客員研究員としての研究活動は8月1日から開始となります。 [REDACTED]

[REDACTED] 今後、研究の一環として同校ロースクールの授業の聴講も予定しています。なお、秋学期の授業の開始日は8月下旬となっています。

以上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第8回）

氏名 小西 隆博	所属庁・官職 福岡地方裁判所 判事補	派遣先 米国カリフォルニア州・ カリフォルニア大学バー クレ校
提出書面 平成26年8月31日付け報告書簡（第8回）		
報告期間中の日程の概略 平成26年 8月1日 カリフォルニア大学バークレ校ロースクールの客員研究員向けオリエンテーション 8月1日～29日 各種文献調査（テーマ：刑事政策，刑罰目的論，「合理的な疑いを超える立証」の陪審員に対する説示等） 8月18日～22日 連邦地裁（オークランド）にて法廷傍聴 8月25日～29日 刑法，少年法等に関する講義の聴講		
キーワード欄 ・カリフォルニア大学バークレ校ロースクールにおける聴講科目 ・連邦地裁（カリフォルニア州オークランド）における刑事裁判傍聴		

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第8回）

平成26年8月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 行政官長期在外研究員

米国滞在（平成25年7月～平成27年7月）

福岡地方裁判所 小 西 隆 博

平成26年7月30日～8月31日までの研究状況につき、下記のとおり報告致します。

第一 連邦地方裁判所（オークランド）における法廷傍聴

8月18日から22日までの間、カリフォルニア州オークランドにある連邦地裁において、営利目的薬物所持事件の刑事裁判を陪審員選定手続から判決まで傍聴しました。陪審員選定手続を傍聴することにより、同手続の進め方の実際（上記連邦地裁では、まず裁判官が、各陪審員候補者に対して、事前に配布された質問票に対する回答内容を踏まえて、個別に質問を行った上、その後、検察官、弁護人の順で、各当事者が、時間制限の中で、特定の候補者を選択して質問を行いました。同手続は、同月18日の午前9時半から開始し、午後4時15分ころ終了しました。）について理解することができました。トライアルにおいては、本事件において、各当事者が、弁論の在り方や立証の仕方等について、どのような方針で臨んでいるのかを理解することができました。また、裁判官の陪審員に対する説示(Jury instruction)の仕方

を理解する上でも有益でした。

第二 各種文献調査

報告期間中、刑事政策に関する文献（具体的には、被害者なき犯罪一般に対する法規制の理論、ギャンブリング・薬物犯罪・売春等の犯罪に対する米国での法規制のポリシーの変遷、刑務所の過剰収容の歴史等）を読むことで、米国刑事司法の全体像をより具体的に理解するよう努めました。

また、合理的な疑いを超える立証(Proof beyond a reasonable doubt)についての陪審員に対する説示の在り方についての文献調査を行いました。なお、カリフォルニア州で用いられている説示の定型表現をまとめた文献として、“Judicial Council of California Criminal Jury Instructions（通称CALCRIM）”が参考になりました。

第三 カリフォルニア大学バークレー校ロースクールの講義聴講

8月25日より、同校ロースクールの講義の聴講を開始しました。同校ロースクールでの研究期間中の[REDACTED]が担当している刑法（Criminal Law。4単位。）を聴講しました。また、アメリカの刑事司法を理解する上で少年司法について理解することが有益であると考え、少年司法に関する講義(Adolescence, Crime and Juvenile Justice。4単位。)の講義を聴講しました。秋学期の聴講講義は9月第1週末に最終的に決定する予定ですが、現時点では上記の2つの講義を聴講する予定です。

第四 [REDACTED]との面談

[REDACTED]と面談をし、今後の研究を進める上でのアドバイスを得ました。また、米国における取調べ実務に関する文献等の紹介を受け、今後それらの文献を読み進める予定です。

以上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第9回）

氏名 小西 隆博	所属庁・官職 福岡地方裁判所 判事補	派遣先 米国カリフォルニア州・ カリフォルニア大学バー クレー校
提出書面 平成26年9月30日付け報告書簡（第9回）		
報告期間中の日程の概略 平成26年 9月1日～30日 ・カリフォルニア大学バークレー校にて刑法，少年法の講 義の聴講 ・陪審の意思決定理論（Jury decision making）に関する 各種文献調査		
キーワード欄 ・ 米国刑法 ・ 陪審の意思決定に関する理論		

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第9回）

平成26年9月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 行政官長期在外研究員

米国滞在（平成25年7月～平成27年7月）

福岡地方裁判所 小 西 隆 博

平成26年9月1日～9月30日までの研究状況につき、下記のとおり報告致します。

第一 カリフォルニア大学バークレー校における授業の聴講

カリフォルニア大学バークレー校にて、秋学期は、米国刑法に関する講義と少年司法に関する講義を聴講することにしました。

このうち、米国刑法の講義では、報告期間中、現代の刑事実体法の領域におけるコモンローの役割、Legalityの原則（憲法上の根拠、Legalityの原則の派生原理である刑罰法規の明確性の理論及びRule of Lenity等）、比例原則（憲法上の根拠、死刑事案と比例原則、少年事件と比例原則（特に仮釈放なしの終身刑の場合）等）、Actus Reusの概要、犯罪成立要件の自発的行為(Voluntary Act)の概要、不作為の場合の刑法上のルール（特に医療行為の場合の不作為について）、犯罪成立要件のSocial Harmの概要、メンズ・レアの概要、犯罪成立に必要な各種の主観的要件（Purposely, Knowingly, Recklessly, Negligently等）についての解釈、いわゆるStrict Liability Offenses（客観

的な犯罪成立要件に対応するメンズ・レアを一部または全部について要求しない犯罪類型)の概要, 事実の錯誤, 法律の錯誤等について学びました。とりわけ, メンズ・レア等の難解な法概念をどのように陪審員に対して説示すべきかという議論等は非常に示唆に富むものでありました。

第二 陪審員の意思決定理論(Jury Decision Making)についての文献調査

米国刑事裁判におけるトライアル・プラクティスの研究に取り組むにあたり, カリフォルニア大学バークレー校ロースクールの教授からアドバイス(米国の法廷技術の教育機関としてトライアル・プラクティスに影響を与えているNational Institute for Trial Advocacy (NITA)が提唱する訴訟技術の理論は陪審の意思決定に関する認知心理学的知見に基づいている)を受け, まず, 陪審の意思決定理論についての研究を行いました。

具体的には, 陪審員個人レベルでの意思決定モデルであるいわゆるストーリー・モデルについて研究し, また, 陪審のグループレベルでの意思決定モデルであるSocial Decision Schemes等について研究しました。加えて, 個別的な論点として, 裁判官による陪審員に対する説示と陪審の心証形成の関係(説示をどの程度陪審員が理解しているか, 説示の仕方を改良することにより陪審員の理解度に変化があるか等), 証拠以外の情報と陪審の心証形成の関係(トライアル前の報道による影響の程度, 想定される量刑の重さが陪審員の心証に与える影響等), 被告人・陪審員・証人等の属性(人種, 年齢, 社会経済的地位等)が陪審の心証形成に与える影響, 被告人の自白・科学的証拠・視覚的証拠が陪審の心証形成に与える影響, 陪審員の専門家証言に対する評価の仕方, Faction Size Effect(多数派の意見と少数派の意見がどのようにして影響し合うかに関する理論)等について研究しました。

今後は, 上記研究をふまえながら, より具体的に各訴訟手続段階における米国のプラクティスのあり方について研究を進めていく予定です。

以上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第10回）

氏名 小西 隆博	所属庁・官職 福岡地方裁判所 判事補	派遣先 米国カリフォルニア州・ カリフォルニア大学バー クレイ校
提出書面 平成26年10月31日付け報告書簡（第10回）		
報告期間中の日程の概略 平成26年 10月1日～31日・カリフォルニア大学バークレイ校にて刑法，少年法の 講義の聴講 ・冒頭陳述，証人尋問の実務に関する各種文献調査及び過 去の事件記録分析		
キーワード欄 ・米国刑法 ・米国刑事裁判公判手続		

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第10回）

平成26年10月31日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 行政官長期在外研究員

米国滞在（平成25年7月～平成27年7月）

福岡地方裁判所 小 西 隆 博

平成26年10月1日～10月31日までの研究状況につき、下記のとおり報告致します。

第一 カリフォルニア大学バークレー校における授業の聴講

まず、前回の報告期間に引き続き、カリフォルニア大学バークレー校にて、米国刑法に関する講義と少年司法に関する講義を聴講しました。

このうち、米国刑法の講義では、報告期間中、因果関係、Criminal Homicide（各法域ごとのMurderの成立要件、Manslaughterの成立要件等）、強姦罪（各法域ごとの成立要件等）、証明責任、正当防衛（必要性・相当性やAggressorの概念、Battered Woman Syndrome（被虐待配偶者症候群）との関係等）、財産保持のための有形力行使、不法侵入者排除のための有形力行使、Duress（殺人罪の場合のDuressの主張の可否、自然的な状況におけるDuressの主張の可否、メンズ・レアとの関係等）、Insanity（Insanityの判断基準に関する各法域のルール（マクノートン・ルール、連邦制定法ルール等）、Insanityの抗弁の廃止論、Insanityが争点となる場合の手続的な問題点、Insanity

が争点となった場合の評決の種類と評決後の手続)等について学びました。とりわけ、正当防衛の各要件やInsanityの判断基準等について、裁判官がどのように陪審に対して説示しているか、その説示方法は効果的かといった議論等は有益でありました。

第二 冒頭陳述・証人尋問についての研究

米国刑事裁判におけるトライアル・プラクティスを研究の一環として、報告期間中、冒頭陳述及び証人尋問に関する研究を行いました。具体的には、冒頭陳述については、冒頭陳述が当事者主義的訴訟構造を採用している米国において果たす機能についての研究を行った後、冒頭陳述に関する法的ルール「Argument（議論）の禁止」に関連する米国実務の実情や冒頭陳述における証拠使用の実情等に関する文献調査をしました。その上で、NITAが提唱する冒頭陳述の技術について学んだ後、米国で著名な二つの刑事事件（U.S. v. McVeigh事件とPeople v. Simpson事件）の記録を得て、その映像やテキストをもとに冒頭陳述の実務を分析しました。これらの事件の分析等を通じて、検察官や弁護人がいわゆる証人の信用性評価に関する意見を詳細に述べる等の米国に特徴的な冒頭陳述の実務を把握することができました。なお、このような米国の冒頭陳述実務に対しては肯定的・否定的な見解がそれぞれ存在し、文献調査を通して両面的な分析しました。また、証人尋問については、まず、主尋問・反対尋問（再主尋問・再反対尋問も含む）や異議に関する法的ルールを確認・整理した上、NITAが提唱している証人尋問の技法についての知識を学びました。その上で、上記二つの事件の記録をもとに、米国の検察官・弁護人が実践する証人尋問実務について分析しました。また、証人尋問に関する米国の裁判所の訴訟指揮の有り様についても示唆を得ることができました。なお、これまでの研究の問題意識に基づいて、11月上旬に複数回刑事陪審事件の法廷傍聴を行う予定です。

以上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第11回）

氏名 小西 隆博	所属庁・官職 福岡地方裁判所 判事補	派遣先 米国カリフォルニア州・ カリフォルニア大学バー クレ校
提出書面 平成26年11月30日付け報告書簡（第11回）		
報告期間中の日程の概略 平成26年 11月1日～30日・カリフォルニア大学バークレ校にて刑法，少年法の 講義の聴講 ・最終弁論，陪審説示等の公判実務に関する研究 ・カリフォルニア北部連邦地裁（オークランド）にて法廷 傍聴		
キーワード欄 ・米国刑法 ・米国刑事裁判公判手続		

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第11回）

平成26年11月30日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 行政官長期在外研究員

米国滞在（平成25年7月～平成27年7月）

福岡地方裁判所 小 西 隆 博

平成26年11月1日～11月30日までの研究状況につき、下記のとおり報告致します。

第一 カリフォルニア大学バークレー校における授業の聴講

まず、前回の報告期間に引き続き、カリフォルニア大学バークレー校にて、米国刑法に関する講義と少年司法に関する講義を聴講しました。

このうち、米国刑法の講義において、報告期間中、未遂罪、教唆犯、共謀、Accomplice liability、企業の刑事責任等について学びました。同講義では、未遂や共謀といった難解な法概念について、州地裁がどのように説示をしているのかが紹介され、その説示内容が十分に分かりやすいものか否か等についての議論がなされ、これらの議論から後述の陪審説示に関する研究に示唆を得ることができました。

第二 冒頭陳述・証人尋問についての研究

米国刑事裁判におけるトライアル・プラクティスの研究の一環として、最終弁論及び陪審説示に関する研究を行いました。具体的には、最終弁

論については、米国刑事訴訟手続における最終弁論に関する法規制等を確認した後、National Institute for Trial Advocacy(NITA)が提唱する最終弁論の技法について文献調査を行いました。その後、（前回報告期間中に研究を行った冒頭陳述や証人尋問の研究の場合と同様に、）著名な二つの刑事事件（U.S v. McVeigh事件とPeople v. Simpson事件）の記録を用いて、米国における最終弁論実務の数例を分析しました。なお、その際、これらの事件の各最終弁論に対しては論評が多くなされているので、それらの文献調査も行いました。また、陪審説示に関する研究については、まず、陪審説示に関する手続が実際どのように進められているのかという点を確認した上で、現在の陪審説示に関するプラクティスの利点・改善点等を検証している各文献を調査しました。その過程で、米国の陪審説示のプラクティスが、長きにわたりその問題点が指摘され続けているにもかかわらず、多くの法域ではこれまで目立った改善がなされていない旨の指摘が散見されることを把握しました。また、陪審説示のプラクティスの改善を阻害する原因についても文献調査を行いました。そして、そのような状況の中でも、陪審説示に関するプラクティスを改善して一定の成果を上げていると思われる二つの州（カリフォルニア州及びアリゾナ州）に注目して、両州の試みとその成果について調査を行いました。

第三 カリフォルニア北部連邦地裁における法廷傍聴

報告期間中、カリフォルニア北部連邦地裁（オークランド）において、刑事陪審事件のトライアル（販売目的のコカイン所持等被告事件）を傍聴しました。傍聴した手続は、主として、トライアル開始前の陪審に対する説示、冒頭陳述、検察官側の証人尋問、被告人側の証人尋問でありました。これまでのトライアル・プラクティスの研究を踏まえて、問題意識をもって傍聴することができ、さらに研究を進める上で示唆を得る

こともできました。また、被告人側請求証人に対して刑事免責が与えられるという比較的珍しい手続をみることができたことも、刑事免責に関する研究をする上で有益でありました。

今月をもってこれまで聴講していた各講義がほぼ終了したため、来月はこれまでより法廷傍聴等を実施する予定です。

以上

平成 2 5 年度行政官長期在外研究員報告書簡（第 1 2 回）

氏名 小西 隆博	所属庁・官職 福岡地方裁判所 判事補	派遣先 米国カリフォルニア州・ カリフォルニア大学バー クレ校
提出書面 平成 2 7 年 1 月 1 日付け報告書簡（第 1 2 回）		
報告期間中の日程の概略 平成 2 6 年 1 2 月 1 日～3 1 日・カリフォルニア大学バークレ校にて刑法講義の聴講 ・米国刑事訴訟手続に関する諸トピックの研究（予備審問 手続，大陪審，迅速なトライアルを受ける権利等） ・カリフォルニア州アラメダ郡裁判所（オークランド）に て法廷傍聴		
キーワード欄 ・米国刑法 ・米国刑事訴訟法 ・カリフォルニア州アラメダ郡裁判所（オークランド）にて法廷傍聴		

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第12回）

平成27年1月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 行政官長期在外研究員

米国滞在（平成25年7月～平成27年7月）

福岡地方裁判所 小 西 隆 博

平成26年12月1日～12月31日までの研究状況につき、下記のとおり報告致します。

第一 カリフォルニア大学バークレー校における授業の聴講等

12月3日までに、カリフォルニア大学バークレー校にて秋学期聴講してきた各講義（米国刑法及び少年司法に関する各講義）が終了しました。このうち、米国刑法に関しては、今後の研究を進める上で基礎となるため、特にこれまで講義で得た知識・理解を整理しました（主に犯罪の客観的要件、メンズ・レア、正当防衛、責任能力、殺人罪・強盗罪等の主要な犯罪類型の解釈、未遂犯、及び、共犯等のトピックを中心に）。

第二 米国刑事訴訟手続の諸トピックに関する研究

報告期間中は、米国刑事訴訟手続に関する幅広いトピックについて、文献調査を実施しました。扱ったトピックは、予備審問手続（予備審問の機能、審理手続等）、大陪審（大陪審の捜査的機能及びスクリーニング機能の双方に関わる諸論点）、迅速なトライアルを受ける権利（憲法レベル・制定法レ

ベルの法的枠組み、州及び連邦の刑事事件の終局までの平均所要日数等の統計、これらに関する問題点等）、公判前の身柄拘束・釈放・保釈（制度の歴史、判例理論、現在の制定法の枠組み、実務上の問題点等）、アレインメント制度（制度の概要、州手続・連邦手続の実務の相違等）、対面条項（対面条項と伝聞証拠との関係や児童虐待事件における年少者証人の場合の証人尋問の実施方法に関する対面条項の規制）等でした。いずれのトピックについても、理論面の研究と併せて、実務に言及している文献を調査する等して、実務の実情や問題点等を把握するように努めました。

第三 カリフォルニア州アラメダ郡裁判所（オークランド）における法廷傍聴

また、11月までと同様、12月も刑事裁判の傍聴を実施して、米国刑事裁判の実情について研究を行いました。なお、連邦地裁を傍聴していた11月までとは異なり、12月中は、カリフォルニア州アラメダ郡裁判所にて法廷傍聴を行いました。連邦手続の実務と州手続の実務の相違を実際に見聞することができ、有益でした（たとえば、これまで傍聴した連邦地裁での刑事陪審事件では、証人尋問手続において、検察官・弁護人が尋問を終了した後、裁判官は陪審員に対して証人に質問する機会を与えていなかった。これに対して、報告期間中傍聴したアラメダ郡裁判所の刑事陪審事件では、いずれの事件でも、陪審員は証人に対して質問の機会が与えられていた（ただし、裁判官に陪審員の質問事項を渡してこれを代読してもらう方法による））。法廷傍聴をする中で、公判手続実務の多くの点に関心を持ちましたが、とりわけ、情報提供者（Informant）を使った捜査手法とその結果得た証拠の公判での提出の仕方や、証人が公判で捜査段階と異なった供述をした場合の立証実務（取調べ状況を携帯電話で録画した映像の使用を含む）等の点は、興味深いものでした。これを機に、これらに関連する事柄についても研究をすることにしています。

以上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第13回）

氏名 小西 隆博	所属庁・官職 福岡地方裁判所 判事補	派遣先 米国カリフォルニア州・ カリフォルニア大学バー クレー校
提出書面 平成27年2月1日付け報告書簡（第12回）		
報告期間中の日程の概略 平成27年 1月1日～31日 ・カリフォルニア大学バークレー校にて刑事訴訟法の講義 の聴講 ・カリフォルニア大学バークレー校の教授にインタビュー ・カリフォルニア州アラメダ郡裁判所（オークランド）に て法廷傍聴		
キーワード欄 ・米国刑事訴訟法 ・カリフォルニア州アラメダ郡裁判所（オークランド）にて法廷傍聴		

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第13回）

平成27年2月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 行政官長期在外研究員

米国滞在（平成25年7月～平成27年7月）

福岡地方裁判所 小 西 隆 博

平成27年1月1日～1月31日までの研究状況につき、下記のとおり報告致します。

第一 カリフォルニア大学バークレー校における授業の聴講等

カリフォルニア大学バークレー校にて、1月12日から、春学期の授業が開始しました。今学期は、捜査に関する刑事訴訟法の授業と捜査以降の手続に関する刑事訴訟法の講義を聴講することに決定しました。

まず、捜査に関する刑事訴訟法の授業は、元パグリック・ディフェンダーの教授がインストラクターで、刑事手続（criminal procedure）を、独立した制度として学ぶのではなく、刑事司法制度（Criminal Justice System）全体の中に位置づけて学ぶことをコンセプトとしている点に特徴があります。その観点から、同授業では、単に判例法理を学ぶのではなく、弁護士、検察官、法執行機関、裁判所、立法府、コミュニティ等の各関係者と刑事手続ルールとの関係を現実的かつ分析的に考えるというアプローチが徹底していて、米国刑事訴訟法を研究する上で非常に多

くの示唆を得ています。

次に、捜査以降の手續に関する刑事訴訟法の授業は、元州検事補及び元連邦検事補がインストラクターで、理論的な議論よりも州・連邦実務の議論に焦点を当てたもので、実務的な論点を研究する上で有意義な内容となっています。たとえば、報告期間中では、連邦の公判前勾留審問手續の模擬手續を行い、連邦のプリトライアルサービスの実情、審問手續におけるマジストレイトの着眼点、検察官・弁護人の主張のあり方等について学ぶことができ、極めて有意義でした。

第二 カリフォルニア大学バークレー校の [REDACTED] へのインがビュー

1月8日に、カリフォルニア大学バークレー校の [REDACTED] に、米国の当事者主義の利点・問題点や米国刑事手續における真実発見の要請の位置づけ等についてインタビューを行いました。

第三 カリフォルニア州アラメダ郡裁判所（オークランド）における法廷傍聴

1月5日に、昨年12月から傍聴をしていた第1級殺人（First-degree Murder）被告事件の最終弁論及び陪審説示の手續を傍聴しました。検察官及び弁護人が第1級殺人に関係する法律概念を最終弁論でどのように説明するのかにつき、一例を知ることができたのは有意義でした。また、カリフォルニア州の第1級殺人事件における裁判官による陪審説示の実務を学ぶことができたのも有意義でした。加えて、陪審説示を行う前に裁判官・検察官・弁護人間で行われた説示内容に関する議論も非常に参考になりました。

第四 その他

その他、1月中は、米国刑事訴訟法に関するトピックとして、有罪答弁制度・答弁取引、ディスカバリー及び陪審裁判を受ける権利等に関す

る文献調査を実施しました。

以上

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第14回）

氏名 小西 隆博	所属庁・官職 福岡地方裁判所 判事補	派遣先 米国カリフォルニア州・ カリフォルニア大学バー クレー校
提出書面 平成27年3月1日付け報告書簡（第14回）		
報告期間中の日程の概略 平成27年 2月1日～24日 ・カリフォルニア大学バークレー校にて刑事訴訟法の講義 の聴講 23日 ・カリフォルニア大学バークレー校の教授（ [REDACTED] [REDACTED] ， [REDACTED] ）へのインタ ビュー 25日 ・カリフォルニア州北部地区連邦地裁（サンフランシス コ）にて，和解カンファレンスの傍聴及び [REDACTED] [REDACTED] へのインタビュー 26日 ・Wilson Sonsini Goodrich & Rosati サンフランシスコ 事務所にて， [REDACTED] へのインタビ ュー 27日 ・カリフォルニア州アラメダ郡裁判所（オークランド）に		

て、プリトライアルカンファレンスの傍聴及び

へのインタビュー

キーワード欄

- ・ 米国刑事訴訟法
- ・ 米国民事プリトライアル手続
- ・ カリフォルニア大学バークレー校にて民事訴訟法を専門とする教授へのインタビュー
- ・ サンフランシスコの法律事務所にて弁護士へのインタビュー
- ・ カリフォルニア州北部地区連邦地裁（サンフランシスコ）にてマジストレイトへのインタビュー
- ・ カリフォルニア州アラメダ郡裁判所（オークランド）にて裁判官へのインタビュー

平成25年度行政官長期在外研究員報告書簡（第14回）

平成27年3月1日

最高裁判所事務総局秘書課長 殿

平成25年度 行政官長期在外研究員

米国滞在（平成25年7月～平成27年7月）

福岡地方裁判所 小 西 隆 博

平成27年2月1日～2月28日までの研究状況につき、下記のとおり報告致します。

第一 カリフォルニア大学バークレー校における授業の聴講

捜査に関する刑事訴訟法の授業では、先月から引き続く修正4条の"Search"の定義の議論、令状に基づくSearch、逮捕に伴うSearch、自動車に対するSearchの例外、テリーストップやテリーフリスク、国境搜索や自動車検問等の行政搜索等のテーマについて学びました。本授業担当教授の修正4条法理に関する視点の一つとして、現代の技術革新が修正4条のルールに与える影響という点を挙げることができ、授業を通じて、「現代の技術革新により、どのような新しい捜査手法が生まれているか、米国市民のプライバシーに対する考え方はどのように変容しているか、連邦最高裁はそれらに対してどのように反応しているか」という点に力点をおいて研究をすることができました。捜査後の刑事手続に関する授業では、弁護権、答弁取引及び公判前の各種申立て等のトピックについて

学びました。とりわけ、答弁取引に関するシミュレーションの授業では、実務的な関心事（実際の答弁取引の交渉過程等）について検察官としての経験をもつ教授らの考え方を知ることができ、極めて有意義でした。また、公判前の各種申立て（Pretrial Motion）に関する授業は、実際の事件記録を修正したものを題材に、Speedy Trial Act 違反の申立書を作成するというエクササイズを行うものでした。実際の事件記録の読み方や、公判前の申立てのプラクティスについて学ぶことができて有意義でした。

第二 各種インタビュー及び和解カンファレンス等の傍聴

カリフォルニア大学バークレー校の教授2名、サンフランシスコの法律事務所で勤務している弁護士、カリフォルニア北部地区連邦地裁（サンフランシスコ）のマジストレイト及びカリフォルニア州アラメダ郡裁判所の裁判官にインタビューを行い、また和解カンファレンスやプリトライアルカンファレンス等の傍聴を行いました。これらのインタビュー等の目的は、民事プリトライアル手続における争点整理実務や和解実務の実情を明らかにすること等でありました。米国の民事プリトライアルスキームは日本のそれと異なる点が多く、それゆえに興味深い話を聞くことができました。たとえば、カリフォルニア大学バークレー校の[REDACTED]に「通常の民事事件では、トライアル前にどの程度争点を絞り込むのか」と聞いたところ、詳細に争点をつめることはせずに意図的に相当程度あいまい（vague）なままにする旨の回答がされました。そのような実務の背景として、米国の制度は陪審に当該事案で何が正しい（just）解決かを判断させるものであるから、陪審の判断過程を法律家が過度に制約するようなことを避けるべきとの考え方があるとのことでした。この着眼点は米国刑事裁判の争点整理実務を研究する上でも一つの重要な点であるように思われます。その他、米国における裁判官の和解への関与の仕方や当事者が和解に応じる際の動機等についても、米国の法

曹から実務経験に基づく話を聞くことができ、非常に有意義でありました。

以上